

長崎大学における学生の懲戒に関する指針

平成20年9月26日

学 長 裁 定

改正 平成21年7月24日

改正 平成26年2月20日

改正 平成27年1月29日

改正 平成30年1月16日

改正 令和元年7月16日

改正 令和2年9月15日

改正 令和5年6月6日

1 目的

この指針は、長崎大学学則（平成16年学則第1号）（以下「学則」という。）第50条及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）（以下「大学院学則」という。）第38条に基づいて行う学生の懲戒処分の適正及び公正を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

2 懲戒の対象

懲戒の対象となりうる事件・事故等は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 刑事事件
- (2) 交通事故及び交通違反
- (3) その他懲戒処分に相当する事件・事故等

3 懲戒の種類及び内容

懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。
- (2) 停学 確定期限を付す有期の停学と無期の停学からなり、停学期間中は本学学生としての活動を禁止する。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。

なお、懲戒の内容とは、停学の期間等の具体的な情報を指す。

4 懲戒の要否等の決定、種類及び内容の判断

懲戒の要否を決定するに当たっては、学則第50条及び大学院学則第38条に規定する懲戒対象行為の存否を認定する必要がある。

また、懲戒の種類及び内容を決定するに当たっては、次の各号に従い、原因行為の「悪質性」と結果の「重大性」を総合的に勘案し、過去の具体例を参照し、教育的配慮を加えた上で決定するものとする。

なお、学生に課される不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度に留めるものとする。

(1) 懲戒の目安

事件・事故の懲戒についての目安を以下に示す。ただし、交通事故及び交通違反による懲戒の目安に関しては、別途(2)に示す。

- ① 事件・事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件・事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件・事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前①，②，③のいずれにも該当しない場合
懲戒処分とせず，学部，研究科，学環及び留学生教育・支援センター（以下「学部等」という。）の指導（学部等の長による嚴重注意等）を行う。

(2) 交通事故及び交通違反による懲戒の目安

交通事故及び交通違反による懲戒の目安を別表に示す。ただし，当該事故・違反の態様に応じて個別に判断するものとし，必ずしも別表に示す懲戒を課すものではない。

(3) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は，加害者たる学生の当該行為に対する態度，行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断する。

(4) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は，精神的損害を含めた人身損害，物的損害の有無，その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断する。

(5) 停学期間の目安

1か月以上の停学は原因行為が「特に悪質」な場合で，その結果に重大性が認められる場合に限る。

(6) 過去に懲戒処分等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒処分を受け又は学部等の指導を受けた者が，懲戒に相当する行為をした場合は，通常処分を超える重い処分をすることができる。

5 懲戒の手続き

学生の懲戒については，以下の手続きに則って行う。

なお，実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしない。

(事件・事故等の報告及び調査等)

(1) 学生は事件・事故を起こした場合，学生支援部又は所属する学部等に遅滞なく届けなければならない。

(2) 学部等の長は，学生の懲戒に相当すると思われる事件・事故が発生した場合，当該学生からの事情聴取等により事実関係の調査を行い，速やかに学生委員長に報告する。

ただし，当該学生の心身の故障，身柄拘束，長期旅行その他の事由により事情聴取が行えない場合は，代替の措置をとることができる。また，必要と判断されれば，事実調査の際に支援者等を同席させる等の配慮を行う。

また，当該学生のメンタルヘルスに留意し，必要に応じてカウンセリングの要否を確認する等の配慮を行う。

(3) 学生支援部は，必要に応じて諸機関から事実関係の調査を行い，その結果を

逐次、学生委員長に報告するとともに、関係学部等と情報共有を行う。

(4) 学生委員長は、当該事件・事故の内容を学長に報告する。

(懲戒の審議)

(5) 学長は、学生委員長から報告のあった内容の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に対し当該事件・事故に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求める。

(6) 学生支援部は、懲戒の審議に先立ち、当該学生に審議の対象となる行為を告知し、意見陳述の希望の有無を確認する。これらの実施が困難な場合は、他の適切な方法により行う。

(7) 学生委員会は、当該学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議する。

なお、当該学生が意見陳述を希望する場合、学生委員長は、当該学生に対して意見陳述の機会を与える。

(8) 学生委員長は、学生委員会での審議に先立ち、調査小委員会を設置することができる。調査小委員会の構成員は、審議の都度、学生委員長が学生委員会委員から指名する。学生委員会及び調査小委員会は、学生支援部及び学部等による事実関係の調査報告について、必要に応じて説明及び再調査を求めることができる。

(9) 学生委員長は、学生委員会の審議結果及び学生の意見陳述等の結果を学長に報告する。

(10) 学長は、学生委員会から報告のあった審議の結果を、当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(11) 学部等の長は、学部教授会等において、学長からの通知に基づき、事実認定と懲戒の種類及び内容について検討を行い、懲戒処分案を作成し、学長に上申する。

(12) 学長は、学部等の長からの上申に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の告知及び発効日)

(13) 懲戒処分の告知は、学部等の長が当該学生及び保証人に対して、別に定める懲戒処分書を交付することにより行う。ただし、以下の場合は、他の適切な方法により行う。

- ① 学部等の長による告知が困難である場合
- ② 文書の交付による告知が困難である場合
- ③ その他、他の方法による告知が適切と考えられる場合

(14) 懲戒処分の発効日は、当該学生に懲戒処分の告知が行われた日とする。

(異議申し立てに係わる再審議等)

(15) 当該学生は、懲戒処分の発効日の翌日から起算して14日以内に文書により懲戒処分に対する異議申し立てをすることができる。この場合、学長は、学生委員会に再審議を求める。学生委員会は、再審議を行い、その結果を学長に報告する。学長は再審議の結果を教育研究評議会に付議し、その審議結果に基づき、改めて審議結果を当該学生に通知する。

なお、再審議の期間は、懲戒の効力を妨げないものとする。

- (16) 14日以内に懲戒処分に対する異議申し立てをすることができない特別の事情が文書により明確に示された場合には、学生委員会の議を経て、懲戒処分の発効日の翌日から起算して30日以内を限度として異議申し立てを認めることができる。

6 懲戒処分の執行等

懲戒処分の執行等については、以下の各号に従う。

(1) 停学処分の区分

停学は、有期又は無期とし、次のとおりとする。

- ① 有期停学は、6か月未満の期限を付すものとする。
- ② 無期停学は、期限を付さないものとする。

(2) 停学処分の解除

①有期停学の処分解除

有期停学の処分は、停学期間の満了をもって解除する。なお、当該学生が改悛したこと等により、学部教授会等において、教育的配慮から早急に停学処分を解除することが妥当であると判断したときは、学部等の長からの「学生の停学処分解除申請書」の提出に基づき、学長は、教育研究評議会の議を経ることなく停学処分の解除を決定することができる。この場合における教育研究評議会への報告は、事後に行うこととする。

②無期停学の処分解除

無期停学の処分は、当該処分を受けた学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して次のとおり処分を解除することができる。

ア 学部等の長は、学部教授会等の議を経て、学長に停学処分の解除の申請を「学生の停学処分解除申請書」により行う。

イ 学長は、学部等の長からの申請があった場合、無期停学の処分解除について検討が必要であると判断したときは、学生委員会に審議を求めることができる。

ウ 学長は、学生委員会の答申を踏まえ、教育研究評議会の議を経て、停学処分解除の可否を決定する。その後学部等の長に審議結果を通知する。

エ 通知に基づき学部等の長は、当該学生及び保証人に対して文書により無期停学の処分解除を通知する。

(3) 謹慎

学部等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、その必要性を考慮の上、懲戒処分の決定前に謹慎を言い渡すことができる。この場合において、謹慎の期間は、1か月を超えないものとする。なお、この間は、原則として学生としての活動を禁止する。また、謹慎の期間は停学期間に算入することができる。

謹慎期間がある場合は、学生委員会における懲戒処分の審議の際に謹慎期間の停学期間への算入の可否についても審議を行い、その結果を学長に報告する。

また、学部等の長は、謹慎期間の停学期間への算入の有無及び日数を考慮のうえ懲戒処分案を作成し、学長に上申する。

(4) 懲戒処分と自主退学・休学

- ① 学部等の長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の発効前に自主

退学又は休学の申請があった場合には、これを受理しない。

② 休学中の学生に対して停学処分が決定された場合には、当該停学処分の発効の日をもって当該学生の休学許可を取り消す。

(5) 停学中の学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生が所属する学部等の教員が担当する。なお、当該学生の精神的なケアについては、所属学部等が学生支援部、保健センター等と協力して行う。

7 懲戒処分に関する情報の非公開

懲戒処分に関する情報の取扱いについては、以下の各号に従う。

(1) 非公開の原則

懲戒処分を実施した場合、学生の氏名、学生番号、懲戒の内容は、当該学生及び保証人以外には明らかにしないものとする。また、前述の情報に当たらないものでも、懲戒処分を受けた学生が特定される恐れがある情報及び本学での教育に支障が出る情報は非公開情報として取り扱う。

ただし学長が必要と認めたときは、この限りでない。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等には、懲戒の有無、その種類及び内容等を記載しないことを原則とする。

(3) 注意喚起・啓発のために過去の懲戒事例を挙げる場合

学生に対する注意喚起・啓発のために過去の懲戒事例を挙げる場合、公開する情報は「懲戒事由」及び「懲戒の種類」のみとする。ただし、それにより懲戒処分を受けた学生個人が特定されないよう配慮する。

なお、掲載事例とするかの可否及び内容等については、個別の懲戒処分における各審議の都度、個人特定の恐れ、被害者への影響等を考慮して検討を行う。この際に考慮すべき事項を「懲戒処分に関する情報の取扱いに係るガイドライン」に示す。

附 則

この指針は、平成20年9月26日から実施する。

附 則

この指針は、平成21年7月24日から実施する。

附 則

この指針は、平成26年2月20日から実施する。

附 則

この指針は、平成27年1月29日から実施する。

附 則

この指針は、平成30年1月16日から実施する。

附 則

この指針は、令和元年7月16日から実施する。

附 則

この指針は、令和2年9月15日から実施する。

附 則（令和5年6月6日制定）

この指針は、令和5年7月1日から実施する。

別表（４（２）関係）

交通事故及び交通違反による懲戒の目安

	交通事故及び交通違反の内容	懲戒の目安
1	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転、危険運転等、特に悪質な場合	退学
2	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等、特に悪質な場合	退学又は停学
3	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等及びその幫助行為等、特に悪質な交通法規違反	停学又は訓告
4	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告